

令和8年2月16日

## 公 告

陸上自衛隊福知山駐屯地  
業務隊長  
(公印省略)

京都府福知山市天田無番地に所在する陸上自衛隊福知山駐屯地において実施される「令和8年度福知山駐屯地夏祭り（以下「夏祭り」という。）」、「令和8年度福知山駐屯地創立記念行事（以下「創立記念行事」という。）」における野外出店の設置・営業を行う業者等及び「令和8年度展示即売会（以下「展示即売会」という。）」を行う業者等を下記のとおり募集するので、関係事項を承知の上申し込まれたい。

## 記

## 1 応募に必要な資格等に関する事項

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有する者であること。
- (2) 暴力団及び暴力団員ではないこと、また暴力団と関係しないこと。（暴力団排除に関する誓約事項に同意出来る者）
- (3) 公的契約機関等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去に法令違反等がないこと。
- (5) 3頁第6項(2)に示す仕様説明会に出席できること。  
(夏祭り・創立記念行事、展示即売会のうち希望する項目で第6項(2)ウの記載事項に当てはまる業者は上記の説明会への参加を免除する。)
- (6) **野外出店・展示即売会の運営について当方の指示及び統制に従うこと。**

## 2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

## 3 使用許可期間等

- (1) 夏祭り・創立記念行事

ア 設置期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に実施予定の「令和8年度福知山駐屯地夏祭り」及び「令和8年度福知山駐屯地創立記念行事」の各日

イ 場 所 陸上自衛隊福知山駐屯地施設

(使用許可期間は、8月及び11月を予定しており、店舗の設置及び撤収を含むものとする。また、業務の都合、緊急時及び荒天等により、時期変更または中止になる場合がある。)

(2) 展示即売会

ア 設置期間 近畿中部防衛局長が許可した日から令和9年3月31日まで

イ 陸上自衛隊福知山駐屯地 厚生センター前

4 公募業種等

(1) 夏祭り・創立記念行事

ア 業 種 食品類・飲料類、(夏祭りのみ、酒類の販売を許可する場合あり)  
物品販売(雑貨、菓子類、地域物産品等)

ただし、公序良俗等に反する恐れのある商品については販売を認めない。

イ 店舗数(予定) 夏祭り15店舗、記念行事20店舗

(2) 展示即売会

業種 食品・飲料類(酒類除く。)及び訓練・演習用品、スポーツ用品(登山・キャンプ用品を含む。)、その他日用品等

5 使用面積(基準)

(1) 夏祭り・創立記念行事 19.8㎡【5.5m×3.6m】以内

(配置場所については、国が決定するため、希望の受付や、選考経緯等についての回答はできかねる旨承知されたい。)

(2) 展示即売会 33㎡【5.0m×6.6m】又は15㎡【5.0m×3.0m】

6 募集要領等の配布・仕様説明会・応募受付

(1) 募集要領等配布について

ア 期 間 令和8年2月16日(月)～令和8年3月6日(金)

イ 配布方法 中部方面会計隊ホームページ（本公告の後続ページ）にて掲載

(2) 仕様説明会（予定）

ア 日 時 令和7年3月9日（月） 午前11時～

イ 場 所 陸上自衛隊福知山駐屯地 厚生センター

ウ 注意事項

(ア) 次の場合は説明会への参加を免除する。

a 夏祭り・創立記念行事に参加を希望する業者は令和7年度以降に当駐屯地に出店した実績のある場合

b 展示即売会に出店を希望する業者は令和5年度以降に当駐屯地に出店した実績のある場合

(イ) 次の場合は説明会への参加の免除を認めない。

a 夏祭り・創立記念行事への参加を希望する業者で当駐屯地での展示即売会としての出店実績があるが令和7年度以降夏祭り・創立記念行事には出店したことがない場合

b 展示即売会への参加を希望する業者で当駐屯地での夏祭り・創立記念行事への出店経験があるが令和5年度以降展示即売会には出店したことがない場合

エ 申込方法 メール又はFAX

説明会への参加を希望する者は、令和8年3月6日（金）午後5時までに、下記のメールアドレスへ①業者名等、②参加者氏名（1社2名以内）、③連絡先住所及び電話番号④業種（飲食（揚げ物、スイーツ）、物販（雑貨）等）⑤参加を希望する項目（夏祭り、記念行事、展示即売会）を通知されたい。

（令和8年2月16日（月）～令和8年3月6日（金）の平日のみ、午前9時から午後5時まで対応可能）

(3) 応募書類受付

ア 期 間 令和8年3月11日（水）～令和8年3月27日（金）

イ 場 所 陸上自衛隊福知山駐屯地 業務隊厚生科

## 7 設置業者の選定

提出された企画提案書等の書類選考により、総合的に審査を実施し採用業者を決定する。ただし、採用予定数を超えた応募があった場合は、上位得点等業者から決定する。また、選考の結果については、メール又は電話で通知する。

**(選考内容及び選考結果に関する質問には回答できない。)**

## 8 申込及び問合せ先

陸上自衛隊福知山駐屯地 業務隊 厚生科

担 当 江川 (えがわ)

電 話 0773-22-4141 内線328

F A X 0773-22-9549

メールアドレス kokuyuzaisan-hukutiyama@inet.gsdf.mod.go.jp

※ F A Xは他部署とも共通のため、必ず厚生科宛と記入して送信されたい。

募 集 要 領  
(夏祭り・創立記念行事)

陸上自衛隊福知山駐屯地業務隊

## 募集要領

## 1 概要

京都府福知山市天田無番地に所在する陸上自衛隊福知山駐屯地において実施される「令和8年度福知山駐屯地夏祭り」及び「令和8年度福知山駐屯地創立記念行事」における野外出店の設置及び営業を行う業者等について以下に掲げる要件により募集する。

## 2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）または同等の資格を有すること。
- (2) 暴力団及び暴力団員ではないこと、また、暴力団と関係しないこと。（暴力団排除に関する誓約条項に同意出来る者）
- (3) 公的契約機関等から取引停止の措置を受けている期間中の者等でないこと。
- (4) 過去に法令違反等がないこと。
- (5) 令和7年度以降に福知山駐屯地創立記念行事又は同駐屯地夏祭り等において駐屯地内に出店した実績の無い業者については、第7項に示す説明会に出席できること。

## 3 設置及び営業条件

- (1) 設置方法  
国有財産法第18条第6項に基づく使用許可
- (2) 設置場所  
陸上自衛隊福知山駐屯地施設
- (3) 実施予定日時等（使用許可期間）  
令和8年8月（夏祭り）及び11月（記念行事）  
※1 緊急時及び荒天等により、中止又は実施日時等が変更になる場合がある。  
※2 実施日及び時程等は、別途連絡する。

## 4 募集業種及び店舗数

- (1) 公募業種  
食品・飲料、酒類（夏祭りのみ）、物品販売（雑貨、菓子類、地域物産品等）
- (2) 店舗数（予定）  
夏祭り15店舗、記念行事20店舗

## 5 野外出店使用面積

19.8㎡【5.5m×3.6m】以内（基準）

## 6 その他

仕様書のとおり

## 7 説明会

### (1) 日 時

令和8年3月9日（月） 午前11時から（予定）

### (2) 場 所

陸上自衛隊福知山駐屯地 厚生センター2階 図書室  
（都合により駐屯地内の他の場所になる場合あり）

### (3) 携行品

募集要領、仕様書、筆記用具

### (4) 申 込

ア 説明会へ参加を希望する者は、令和8年3月6日（金）午後5時までに、下記のメールアドレスへ①業者名等、②参加者氏名（1社2名以内）、③連絡先住所及び電話番号④業種（飲食、グッズ販売等）を通知されたい。

#### イ 連絡先

陸上自衛隊福知山駐屯地 業務隊 厚生科 担当 江川（えがわ）

T E L 0773（22）4141【内線328】

F A X 0773（22）9549

メールアドレス kokuyuzaisan-hukutiyama@inet.gsdf.mod.go.jp

※ F A Xは他部署とも共通のため、必ず厚生科宛と記載すること

## 8 応募手続き等

### (1) 申請書等の提出

設置及び経営を希望する者は、以下のとおり、アの提出書類をイの提出期限までにウの提出先に提出すること。なお、提出された書類は返却しない。

#### ア 提出書類

(ア) 申請書 1部（別紙様式第1）

(イ) 企画提案書 1部（別紙様式第2）

以下の事項について、必ず記載すること。

a 販売予定商品・販売予定価格表（別紙様式第3）

（夏祭りと記念行事で出品品目が異なる場合、それぞれ提出すること）

b 従業員管理及び出店時における安全管理

c 商品・サービスの不良に対するクレーム、トラブル等発生時の処置

d 会社概要

e その他のアピールポイント

(ウ) 企画提案書付属書類 1部

販売予定商品カタログ（写真等で商品の詳細が分かるもの）

（夏祭りと記念行事で出品品目が異なる場合、それぞれ提出すること）

(エ) 業務確約書（別紙様式第4）

(オ) 戸籍抄本（法人である業者にあつては、登記簿謄本）

(カ) 財務諸表（直近のもの）、（個人である業者については、所得税青色申告決算書、又はその他の確定申告書の写しを提出）

- (キ) 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書
  - a 個人 その3の2
  - b 法人 その3の3
- (ク) 会社概要・営業経歴書（任意様式、パンフレット可）
- (ケ) 印鑑証明書
- (コ) 営業許可証の写し（営業許可が必要な業種のみ、福知山市内での営業が許可されているものを提出）
- (カ) 暴力団排除に関する誓約書（別紙様式第5）及び役員名簿（別紙様式第6）  
但し、防衛省競争参加資格（全省庁統一規格）を有する者に限り、「資格審査結果通知書」の写しを(オ)、(カ)及び(キ)に定める書類に代えることができる。

#### イ 応募期間等

令和8年3月11日（水）～ 令和8年3月27日（金）

- (ア) 手交においては、土・日・祝日除く各日午前9時から午後5時までとする。
- (イ) 郵送においては、応募期間内に必着とする。

#### ウ 提出先

〒620-8502 京都府福知山市天田無番地  
陸上自衛隊福知山駐屯地 業務隊 厚生科 江川（えがわ）宛

#### (2) 応募上の注意事項

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。また、提出書類については、修正テープや修正液等を使用して修正しないこと。

- ア 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
- ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- オ 提出書類の提出後の変更（修正、差替、削除、追加等）
- カ その他違反と認められる場合

#### 9 選考の方法

提出された企画提案書等の書類選考により、総合的に審査を実施し採用業者を決定する。ただし、採用予定数を超えた応募があった場合は、上位得点業者から採用を決定する。

#### 10 決定（内定）日

5月中に採用業者を決定（予定）

#### 11 業者決定（内定）後の手続き

- (1) 国有財産一時使用申請の提出
- (2) 菌検索の結果の写しの提出（飲食店）
- (3) 詳細は決定（内定）後に別示

申請書

令和 年 月 日

陸上自衛隊  
福知山駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地

商号または名称

代表者の氏名 印

法人・個人の別 法人・個人

担当者氏名

電 話

F A X  
メールアドレス

京都府福知山市天田無番地に所在する陸上自衛隊福知山駐屯地において、実施される行事における野外出店の設置及び営業を行うことについて出店を希望しますので申請します。なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

<p>申し込まれる行事に○をしてください。夏祭り と記念行事の両方に申し込まれる場合は 両方に○をしてください。また、夏祭りに 出店される飲食店の方は酒類販売希望 の有無を選択してください。</p> <p>※現在、令和8年度駐屯地夏祭りで酒類の 販売を認めるか協議中です。後日、酒類 販売の可否をご連絡いたします。</p>	
令和8年度福知山駐屯地夏祭り	令和8年度福知山駐屯地創立記念行事

(酒類販売希望 有・無)

※登録印を使用して下さい。

## 企画提案書

商号または名称：

a 主な販売予定商品・販売予定価格表（別紙様式第3）		
b 従業員管理及び出店時における安全管理		
(1) 身元管理、健康管理及び衛生管理の処置(救急箱等の設置等)		
(2) 火災予防及び火災対処の処置		
(3) テントの倒壊その他周囲への危険防止の処置		
(4) 生産物賠償責任保険（PL保険）の加入の有無（ <u>加入している場合、加入証明書等の写しを添付すること</u> ）		
c 商品・サービスの不良に対するクレーム、トラブル等発生時の処置		
d 会社概要・営業経歴等		
(1) 会社所在地	(2) 資本金	(3) 店舗数
(4) 設立年月日	(5) 社員数	(6) 売上高
(7) 主な出店場所（他駐屯地出店実績等）		
e その他アピールポイント		
(1) 他の企業に負けない商品の魅力及び独自性		
(2) 価格に対する割安感		



## 業務確約書

令和 年 月 日

陸上自衛隊

福知山駐屯地業務隊長 殿

「令和8年度福知山駐屯地夏祭り」

における

「令和8年度福知山駐屯地記念行事」

野外売店の設置及び営業の応募に関し仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約いたします。

本社（店）所在地

商号または名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名

電 話

F A X

※ 申請印は登録印を使用して下さい。

## 誓 約 書

- 私  
 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

## 記

## 1 契約相手として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式7により変更後の役員名簿を提出します。

## 2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

## 3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管国有財産部局長  
近畿中部防衛局長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者の氏名



仕 様 書  
(夏祭り・創立記念行事)

陸上自衛隊福知山駐屯地業務隊

## 仕様書（その1）

## 1 業務件名

「令和8年度福知山駐屯地夏祭り」及び「令和8年度福知山駐屯地創立記念行事」における野外出店の設置及び営業

## 2 業務内容

野外出店の設置及び営業

## 3 実施業者の決定

本業務を行うものについては、陸上自衛隊福知山駐屯地業務隊長（以下「甲」という。）が決定する。

## 4 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、設置にかかる国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、近畿中部防衛局長（以下「乙」という。）が行う。
- (3) 次に該当する場合は、使用許可を取り消し又は変更することがある。  
国有財産使用許可の相手方（以下「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。

## 5 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 業務の全部または一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

## 6 国有財産使用料

- (1) 丙は、乙に野外出店の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。
- (2) 一平方メートル当たりの使用料は、以下のとおりとする。  
野外出店日額：約 4.75 円/m<sup>2</sup>（消費税込）  
※ 上記金額は、令和7年度の実績であり確定ではない。

## 7 使用許可期間（予定）

令和8年8月及び11月の各1日

## 8 費用負担

丙は、本業務に伴う費用（光熱水料、ゴミ処理料等）の一切を負担する。

## 9 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して甲及び乙の名義を使用してはならない。

## 10 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において野販売店を管理し火災、盗難の予防及び保安を常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関することについて一切の責任を負わなければならない。

## 11 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合またはその疑いがある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。(体温が37.5度以上、風邪様症状のある方は入場頂けません。)

## 12 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、または第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

## 13 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

## 14 業務仕様

- (1) 本業務の遂行にあたっては、甲等の指示に従うこと。
- (2) 野販売店の設置、移設及び撤去にかかる費用は、丙の負担とする。
- (3) 営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、丙は営業許可を取得した後、販売すること。
- (4) 丙は商品の瑕疵等について利用者または甲等からの連絡を受けた場合は、自己責任において即時に対応すること。
- (5) 丙は、営業後、設置場所周辺の清掃を行い衛生管理についての責任を負うものとする。
- (6) 丙は、当日の営業実績（別紙）を行事終了後、10日以内に甲に報告するものとする。
- (7) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲等及び丙の間で協議する。

## 15 仕様の細部

各店舗等の仕様の細部については、仕様書（その2）による。

## 仕様書（その2）

## 1 募集業種及び店舗数

## (1) 募集業種

ア 食品類・飲料類

イ 物品販売（雑貨、菓子類、地域物産品等）

## (2) 店舗数

夏祭り 15店舗（基準）、記念行事 20店舗（基準）

## 2 設置及び営業場所

福知山駐屯地夏祭り 駐屯地施設野売店会場

福知山駐屯地創立記念行事 駐屯地施設野売店会場

## 3 設置及び営業形態

1店舗につき原則19.8㎡（5.5m×3.6m）以内とし定められた面積の範囲内で使用すること。具体的な設置場所については、国が指定する。

## 4 営業期間(予定)

令和7年8月（夏祭り） 営業時間17:00～19:30 及び

令和7年11月（記念行事） 営業時間09:00～15:00

## 5 出店に係る費用等

国有財産使用料【仕様書（その1）のとおり】等（必要に応じて）

## 6 その他の営業条件

- (1) 野売店開設に伴う資材（テント、テーブル、照明器材等）については、応募業者自ら準備するものとする。
- (2) 火気を使用する場合は必ず防火器材（消火器等）を設置するものとする。
- (3) 会場において、福知山駐屯地の電気を使用することは原則不可とする。電気機材等を使用する場合は発電機等を持ち込むこと。
- (4) 食品販売については、指定した期日までに菌検査（要領等別途）を行い実施結果を行事開催日までに福知山駐屯地業務隊長に通知すること。また、衛生資材（手洗い及び消毒液等）を必ず設置するものとする。
- (5) 調理用水については、水缶等により持参すること。
- (6) 出店者は、必ず来場客のためのゴミ箱を設置することとし、営業において発生したゴミ及び廃棄物は持ち帰り処分すること。
- (7) 国業務、緊急時及び荒天等により中止または実施日時等が変更になる場合がある。
- (8) 火気使用その他の事項について、当日福知山市消防本部及び福知山駐屯地の点検を受けること。また、その指示に従えない業者は出店を許可しない。

## (9) 衛生管理

ア 手洗いの確行、マスク着用及び消毒液等衛生資材の準備

イ 菌検査の実施（検査結果を事前に提出：検査項目は別途）

ウ 営業許可証の写しの提出（営業許可が必要な業種のみ、福知山市内での営業が許可されているものを提出）

(10) 記載のない事項については、その都度、甲と丙が協議するものとする。

募 集 要 領  
(展示即売会)

陸上自衛隊福知山駐屯地業務隊

## 募集要領

## 1 概要

京都府福知山市天田無番地に所在する陸上自衛隊福知山駐屯地において、隊員の利便性及び福祉の向上を図るため、展示即売店を設置及び営業する業者等を以下に掲げる要件により募集する。

## 2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）または同等の資格を有すること。
- (2) 暴力団及び暴力団員ではないこと、また、暴力団と関係しないこと。（暴力団排除に関する誓約条項に同意出来る者）
- (3) 公的契約機関等から取引停止の措置を受けている期間中の者等でないこと。
- (4) 過去に法令違反等がないこと。
- (5) 令和5年度以降に福知山駐屯地において展示即売店として出店した実績のない業者については第4項に示す説明会に出席できること。

## 3 設置及び営業施設の所在地及び名称

京都府福知山市天田無番地 陸上自衛隊福知山駐屯地

## 4 業者説明会（募集要領・仕様書）

本説明会に参加されない業者の方は、公募に参加できません。  
（ただし、令和5年度以降に展示即売店として出店した業者等を除く。）

- (1) 日時 令和8年3月9日（月）午前11時から
- (2) 陸上自衛隊福知山駐屯地内（厚生センター2F 図書室）（予定）
- (3) 携行品 募集要領、仕様書、筆記具

※ 説明会参加業者等の方は、準備の都合上、3月6日（金）午後5時（ただし、土・日及び祝日等閉庁日を除く。）までに、①業者名等 ②参加者氏名（1社2名以内まで）③連絡先住所・電話番号④業種（飲食（揚げ物、スイーツ）、物販（雑貨）等）をFAX等により通知して下さい。

〒620-8502

陸上自衛隊福知山駐屯地業務隊厚生科

T E L 0773-22-4141 内線328

F A X 0773-22-9549

メールアドレス kokuyuzaisan-hukutiyama@inet.gsdf.mod.go.jp

担 当 江 川（えがわ）

## 5 設置及び営業条件

- (1) 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

- (2) 設置及び営業場所（詳細は仕様書参照）  
厚生センター前  
A区画 (33.0㎡)  
B区画～D区画 (15.0㎡)
- (3) 設置及び営業日  
近畿中部防衛局長が許可した日から令和9年3月31日の間で設置及び営業を希望する日（ただし、土・日及び祝日等を除いた開庁日で使用許可された日）
- (4) その他  
仕様書のとおり。

## 6 応募手続き等

- (1) 申請書等の提出  
設置及び営業を希望する者は、以下に示すとおり、期限までに申請書等の書類を提出すること。なお、提出された書類は返却しない。
  - ア 提出書類
    - (ア) 申請書 1部（別紙第1）
    - (イ) 企画提案書 1部（別紙第2）  
以下の各事項について、必ず記載すること。
      - a 販売予定商品・販売予定価格表（別紙第3）
      - b 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
      - c 環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法
      - d 衛生管理方法
      - e クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
      - f その他アピールポイント
      - g 会社概要
      - h 設置及び営業希望区画及び希望日数申請書（別紙第4）
    - (ウ) 企画提案書付属書類 1部  
販売商品カタログ（写真等）、その他企画提案書の具体的資料等
    - (エ) その他関係書類 各1部  
応募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。（関係書類の不備又は参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。）
      - a 業務確約書（別紙第5）
      - b 戸籍抄本（法人である業者にあつては、登記簿謄本）
      - c 財務諸表（直近のもの）、（個人である業者については、所得税青色申告決算書、又はその他の確定申告の写しを提出）

- d 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書
  - (a) 個人 その3の2
  - (b) 法人 その3の3
- e 会社概要、営業経歴書（任意様式、パンフレット可）
- f 印鑑証明書
- g 営業許可書の写し（営業許可が必要な業種のみ、福知山市内での営業が許可されているものを提出）
- h 暴力団排除に関する誓約書（別紙第6）及び役員名簿（別紙第7）
  - ※ 資格審査結果通知書（全省庁統一規格）を有する者に限り、その写しの提出をもって、b・c及びdに定める書類に代えることができる。

イ 提出期間

令和8年3月11日（水）午前9時から令和8年3月27日（金）午後5時まで

ウ 提出先

〒620-8502 京都府福知山市天田無番地  
陸上自衛隊福知山駐屯地業務隊 厚生科 担当 江川宛

(2) 応募上の注意事項

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。また、提出書類については、修正テープや修正液等を使用して修正しないこと。

- ア 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- イ 提出書類等が募集要項に記載されている事項を満たさない場合
- ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- オ その他、違反と認められる場合

(3) 提出後の提案書類の変更（修正、差替え、削除、追加）は原則禁止する。

7 選考の方法

提出された企画提案書等の書類選考により、総合的に審査を実施し採用業者を決定する。（審査に関する問い合わせ等には回答できかねる旨承知されたい。）

8 決定日（公示）

令和8年4月6日（月）【予定】

陸上自衛隊福知山駐屯地厚生科共済班前掲示板にて掲示  
（決定業者には個別に連絡を実施する。）

9 業者決定後の手続き

業者決定後に別途、通知する。

（諸事情により出店要望日に沿うことができない場合がある。）

申請書

令和 年 月 日

陸上自衛隊  
福知山駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別 法人・個人

担当者氏名

電 話

F A X  
メールアドレス

京都府福知山市天田無番地に所在する陸上自衛隊福知山駐屯地において、展示即売店を設置し営業を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は、印鑑証明書の登録印を使用して下さい。

企 画 提 案 書

※ 様式変更可

会 社 名 :

a 販売予定商品・販売予定価格表（別紙様式第3）
b 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置（200字以内）
c 環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法（200字以内）
d 衛生管理方法（200字以内）

e クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法  
(200字以内)

(※ 生産物賠償責任保険(PL保険)等に加入している場合、加入証明書等の写しを添付すること。)

f その他アピールポイント(200字以内)

g 会社概要

- (1) 本社所在地
- (2) 設立年月日
- (3) 資本金
- (4) 従業員数
- (5) 店舗数
- (6) 売上高

h 設置及び営業希望区画及び希望日数申請書(別紙第4)



設置及び営業希望区画及び希望日数申請書

令和 年 月 日

陸上自衛隊  
福知山駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

展示即売店の設置及び営業に際し、下記のとおり申請します。

記

使用年月	使用計画回数（区画別）			
	A	B	C	D
令和8年4月				
令和8年5月				
令和8年6月				
令和8年7月				
令和8年8月				
令和8年9月				
令和8年10月				
令和8年11月				
令和8年12月				
令和9年1月				
令和9年2月				
令和9年3月				
計				

※1 希望される区画欄内に設置及び営業日数を記入して下さい。

※2 申請印は、印鑑証明書の登録印を使用して下さい。

業務確約書

令和 年 月 日

陸上自衛隊

福知山駐屯地業務隊長 殿

「陸上自衛隊福知山駐屯地における展示即売店の設置及び営業の業務」の応募に関し、募集要項及び仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約します。

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名

電 話

F A X

メールアドレス

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は、印鑑証明書の登録印を使用して下さい。

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約相手として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式7により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管国有財産部局長  
近畿中部防衛局長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者の氏名

印



仕 様 書

(展示即売会)

陸上自衛隊福知山駐屯地業務隊

## 仕様書

## 1 業務件名

陸上自衛隊福知山駐屯地における展示即売店の設置及び営業

## 2 業務内容

展示即売店の設置及び営業

## 3 設置場所

京都府福知山市天田無番地

陸上自衛隊福知山駐屯地 厚生センター前

## 4 募集業種

食品・飲料類（酒類除く。）及び訓練・演習用品、スポーツ用品（登山・キャンプ用品を含む。）、その他日用品等

## 5 使用許可期間（営業日及び営業時間）

近畿中部防衛局長が許可した日 ～ 令和9年3月31日

ただし、営業日については、陸上自衛隊福知山駐屯地業務隊長（以下、「甲」という。）及び近畿中部防衛局長（以下、「乙」という。）が国有財産の使用許可の相手方（以下、「丙」という。）の申請に対して許可した日とし、行事及び緊急時等には国が使用する。営業時間については、原則として、午前10時から午後6時までとし、それ以外は、別途協議とする。

## 6 国有財産使用面積（詳細は、別紙第1参照）

(1) A区画 (33.0㎡)

(2) B区画～D区画 (15.0㎡)、

## 7 国有財産使用料（概算）

(1) A区画 日額 約159円（消費税込）

(2) B区画～D区画 日額 約72円（消費税込）

（当方の都合により、ご希望の区画で出店できない場合がある。）

(3) 前2項の国有財産使用料は、令和7年度の1㎡あたりの価格を基に算出した1日使用のおおよその額であり、令和8年度の使用料については、別途、算定されるため、確定ではないことを了承されたい。

(4) 国有財産使用料は、乙が指定する期日までに全額を前納することとし、期日までに納付されない場合は、延滞金が発生するものとする。

- (5) 電気料金は、使用電力量及び使用時間に応じて、別途、徴収するものとし、駐屯地会計隊長が指定する期日までに全額を納付するものとする。期日までに納付されない場合は、延滞金が発生するものとする。

## 8 実施業者の決定

本業務を行う者については、陸上自衛隊福知山駐屯地業務隊長（以下「甲」という。）が決定する。

## 9 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、展示即売店の設置及び営業場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、近畿中部防衛局長（以下「乙」という。）が行う。
- (3) 次に該当する場合は、使用許可を取り消し又は変更することがある。  
国有財産使用許可の相手方（以下「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。
- (4) 使用許可期間が満了したとき、又は前項により、使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。また、この場合、丙は、国に対し一切の補償を請求することはできない。

## 10 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

## 11 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

## 12 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して甲及び乙の名義を使用してはならない。

## 13 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において展示即売店を管理し火災、盗難の予防及び保安を常に心がけ、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、従業員的身元、規律の保持、風紀及び衛生に関することについて、一切の責任を負わなければならない。  
しないものとする。

#### 14 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いがある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。また、37.5度以上、風邪様症状のある方は入場できない。

#### 15 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下、「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。

#### 16 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

#### 17 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、解除しようとする3ヶ月前に甲及び乙に通知すること。また、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立を行う者は、当該手続開始前に解除を申し出ること。

#### 18 業務仕様

- (1) 本業務の遂行にあたっては、甲等の指示に従うこと。
- (2) 展示即売店の設置、移設及び撤去にかかる費用は、丙の負担とする。
- (3) 丙は、本業務に要する国有財産使用料及び光熱水料のほか、利用物件に損害を与えた場合は、その修繕に係る一切の費用を負担しなければならない。
- (4) 営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、丙は、営業許可を取得した後、販売すること。
- (5) 丙は、商品の瑕疵等について利用者又は甲等からの連絡を受けた場合は、自己責任において即時に対応すること。
- (6) 丙は、営業後、営業場所周辺の清掃を行い衛生管理についての責任を負うものとする。
- (7) 丙は、売上金額を出店日から3日以内に、売上報告書（別紙第2）により担当職員に提出すること。

- (8) 丙は、甲又は乙からの求めがある場合、本業務の従事者に係る書類（履歴書（写し））、その他担当職員の指示する書類を同職員に提出しなければならない。
- (9) 丙は、申請した出店希望日数に基づき、展示即売会出店届（別紙第3）を用いて出店希望日を前月20日までに担当職員まで通知すること。
- (10) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲等及び丙の間で協議する。

## 19 情報公開

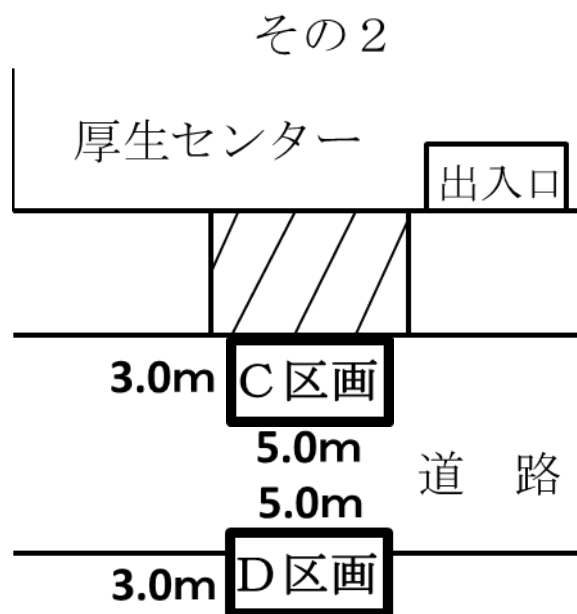
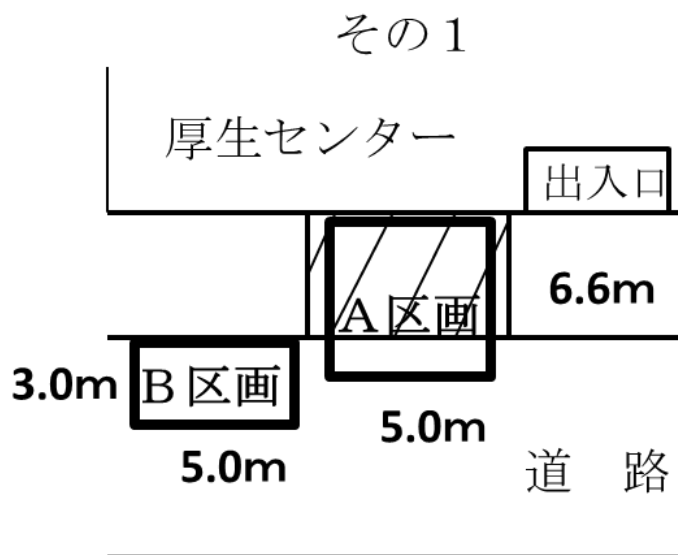
行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日 法律第42号）に基づき本業務に関する行政文書の情報公開請求が行われた場合は、第5条第2号に該当する情報を除き開示するものとする。

## 20 その他

甲等の事情により営業が中止又は日時内容等が変更された場合、これによって発生した費用、損害等について、丙は、一切賠償を請求しないものとする。

設置及び経営区画平面図

屋 外 (厚生センター前)



※1 斜線部は屋根、テーブル、ベンチ配置

※2 キッチンカー、天幕等を使用する業者は原則としてD区画になります。



令和 年 月 日

## 展示即売会 出店届

福知山駐屯地業務隊長 殿

業者名 \_\_\_\_\_

下記の日程においてについて営業をいたくお届けいたします。

日程	営業開始時刻 (予定)	営業終了時刻 (予定)
(例) 9月18日 (金)	(例) AM11:00	(例) PM08:00

### ※ 遵守事項

- (1) 毎月20日までに翌月以降の出店希望日を記載し、本届を提出すること  
とまた、20日までに本届の提出が間に合わない場合は、電話等で調整の上、本届を提出すること。(メールでの提出も可)
- (2) 展示即売会以外の活動をしないこと。
- (3) 駐屯地内を無許可で撮影しないこと。
- (4) 駐屯地で知り得た情報を不用意に部外へ発信しないこと。
- (5) 用済み後、速やかに出門すること。
- (6) 駐屯地の電気を使用した業者は出店の翌日中に下記のメールアドレスへ使用時間を報告すること。
- (7) 出店後3日以内に売上報告を行うこと。

メールアドレス：[kokuyuzaisan-hukutiyama@inet.gsdf.mod.go.jp](mailto:kokuyuzaisan-hukutiyama@inet.gsdf.mod.go.jp)

※ 電話やメールで出店の調整が済んでいる場合も本届を必ず提出してください。